

「地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費」

＜令和6年度決算額＞

(歳入)		
地方消費税交付金(社会保障財源化分)		226,876 千円
(歳出)		
社会保障4経費その他社会保障施策に要する主な経費		1,489,185 千円

【「社会保障4経費その他社会保障施策に要する主な経費」の内訳】 (単位:千円)

区分(事業名)		R6年度 決算額	財 源 内 訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	特別医療支給費	116,988	54,542		9,621	13,878	38,947
	自立支援制度事業費	560,401	420,300			36,806	103,295
	障害者医療助成事業	10,607				2,787	7,820
	幼児教育無償化事業	1,191	744			117	330
	小 計	689,187	475,586	0	9,621	53,588	150,392
社会保険	国民健康保険事業 (事務費・人件費繰出を除く)	116,263	62,668			14,080	39,515
	後期高齢者医療事業 (事務費繰出・事務費負担等を除く)	299,155	51,318			65,110	182,727
	介護保険事業 (事務費・人件費繰出を除く)	304,125	13,119			76,452	214,554
	小 計	719,543	127,105	0	0	155,642	436,796
保健衛生	予防接種事業	69,791	954		11,462	15,073	42,302
	母子保健事業費	10,664	869		2	2,573	7,220
	小 計	80,455	1,823	0	11,464	17,646	49,522
合 計		1,489,185	604,514	0	21,085	226,876	636,710

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、社会保障4経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとされている。

(注)「社会保障4経費」・・・制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

※「社会福祉」・「社会保険」・「保健衛生」の「地方消費税交付金(社会保障財源化分)」は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分している。